

危機管理・防災特別委員会における国民保護に係る取組状況

令和4年6月29日

全国知事会 危機管理・防災特別委員会

1 北朝鮮の弾道ミサイル発射に対する抗議声明の発出

北朝鮮からの相次ぐ弾道ミサイルの発射に伴い、全国知事会長と危機管理・防災特別委員会委員長の連名で、令和4年中に抗議声明を計13回発出。

2 ロシアのウクライナ侵攻に対する声明の発出

ロシア軍がウクライナへの軍事侵攻を行ったことに抗議するため、令和4年2月25日に、全国知事会長と危機管理・防災特別委員会委員長の連名で、声明を発出。

3 国際情勢等を踏まえた国民保護体制の充実に係る緊急提言

国際情勢が緊迫化するなか、万一の事態に備えた国民保護の体制強化が喫緊の課題であるため、「国際情勢等を踏まえた国民保護体制の充実に係る緊急提言」を取りまとめた。この緊急提言を基に、危機管理・防災特別委員会委員長として、5月25日に田畑総務副大臣、5月30日に磯崎内閣官房副長官への要望活動を実施した。

国際情勢等を踏まえた国民保護の充実に係る緊急提言

ロシアによるウクライナへの侵略や、北朝鮮による核実験、弾道ミサイルの発射などの度重なる挑発行為に伴い、国際情勢は緊迫度を高めている。特に、北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、我が国の国民を危険にさらし、我が国の安全保障上の重大な脅威となる、許しがたい暴挙であり、国は、我が国に直接的な影響が出る事態を避けるため、あらゆる努力をすることが必要である。

加えて、万一の事態から、国民の安全を守り、国民の生活や経済への影響を最小限にするため、国と地方自治体が総力を挙げて、国民保護の体制強化を図ることは喫緊の課題である。

については、国において、次の対策を講じるよう強く求める。

- 1 国際社会と協調し、外交を含むあらゆる対策を講じて、我が国の安全・安心に影響を与える事態の回避を図ること。
- 2 事態の進展や島しょ部などの地域特性に応じた避難路や輸送手段の確保方策など、広域的な避難体制の構築を図ること。
- 3 緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設を積極的に開放するとともに、都道府県による民間施設の指定が進むよう、民間団体への働きかけを強化すること。併せて、施設管理者に負担が生じないように、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示すること。
また、避難施設であることを示す表示の導入や、避難の長期化も見据えた備蓄の整備、避難施設の運営方法などについて検討のうえ明示し、避難施設の実効性の確保に努めること。
- 4 武力攻撃災害発生時の、国民や地方自治体への情報伝達体制を検証し、対策強化を図ること。
- 5 事態の類型に応じた訓練想定の実施も含め、地方自治体と連携して、実効性のある訓練の推進に努めること。
- 6 訓練や資機材整備、避難体制整備等の地方自治体の取組について、財政支援の充実に努めること。

- 7 国際情勢が緊迫する中、国民への適切な情報発信に努めるとともに、国民保護措置や訓練の重要性、状況に応じた具体的な避難方法について、国民や地方自治体の理解が進むよう、普及啓発を強化すること。
- 8 我が国の原子力発電所等に対する武力攻撃に関して、国において、次の事項について責任を持って対応すること。
- (1) 他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識が国際社会において確立されることこそが、ミサイル発射などの武力攻撃に対する最大の抑止力である。国においては、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。
 - (2) それでもなお、原子力発電所等への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
 - (3) 万が一、原子力発電所等に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢に万全を期すこと。

令和4年5月25日

全国知事会会長

平井 伸治

全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長

黒岩 祐治